

## 成育基本法の国民運動としての健やか親子21－歴史的経緯と意義－

**山縣然太朗**

国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク

健やか親子21は2001年度に開始した21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものである。2015年度からは「健やか親子21（第2次）」が開始した。2023年度以降は、成育基本法の成育医療等基本方針に基づく「国民運動」として位置付け、医療、保健、教育、福祉などより幅広い取組を推進している。第1次では次の4つの課題設定がされた。1. 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、2. 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、3. 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、4. 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減。また、2005年の食育基本法の制定により、食育の推進が追加された。次世代育成支援対策推進法が2003年に施行されたことに伴い、2014年まで継続されることになり、2004年および2009年に中間評価、2014年に最終評価と次期計画の検討が行われた。最終評価では、69指標74項目のうち81.1%に改善が認められたが、低出生体重児の減少と十代の自殺率の減少については悪化していた。また、地域格差や発達障害の支援の必要性など新たな課題が抽出された。これらを踏まえて、第2次では「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指すことになった。妊娠期から乳幼児期および学童期以降の切れ目のない支援と地域で子育ての3つの基盤課題と児童虐待対策および育てにくさに寄り添う支援の2つを重点課題として取り組むことになった。2020年度に成育基本法に基づく成育医療等基本方針が閣議決定されて、保健領域の指標は健やか親子21（第2次）がそのまま移行した。そのために、健やか親子21との関係が課題となり、前述のように、成育基本法に基づく国民運動として位置づけられることになった。本講演では、上記のような「健やか親子21」の歴史的経緯と意義、その過程における課題と対策を背景に、2023年4月に設置されたこども家庭庁における「こどもまんなか社会」を目指す母子保健、小児保健施策の現状と課題について、特に、自治体に設置された「こども家庭センター」を例として概説する。